



夏祭り・花火大会の協賛金の取扱い

梅雨が明けるといよいよ本格的な夏が到来します。

この時期、地元の夏祭りや花火大会などが数多く開催されています。

主催者に協賛金を支出、あるいは物販を購入して贈答した場合、一般的には『寄附金』で処理しますが、ケースによっては交際費あるいは広告宣伝費として処理するなど、取扱いが異なるので注意が必要になります。今回は協賛金の取扱いについてご紹介します。

1. 寄附金となる場合

チラシや提灯に企業名を載せて宣伝、顧客や取引先の見返りを受けることが目的ではなく、純粋に応援するため寄附を行う場合、その支出の名目に関わらず寄附金として処理することになります。法人税法上⇒支出した事業年度において、次の計算式で算出した限度額まで損金として認められます。

$(\text{資本金の額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1/4 = \text{損益算入限度額}$
消費税法上⇒寄附金是对価性のない取引となるため、不課税仕入となります ※

2. 交際費となる場合

主催者が顧客や取引先であり、その顧客や取引先の特定の者に対して、今後の取引で見返りを受けることが目的、かつ、自社の宣伝効果を目的としていない場合、その支出は交際費として処理することになります。

法人税法上⇒法人が支払う交際費の額のうち接待飲食費の50%相当額を超える部分の金額は損金の額に算入されません。ただし、中小企業等の交際費については、800万円までであれば、全額損金算入することが出来ます。

消費税法上⇒対価性のない取引となるため不課税仕入となります。 ※

3. 広告宣伝費となる場合

チラシや提灯に自社の社名が印字され、不特定多数の者に対して会社名や自社商品をアピールするといった宣伝効果がある場合、その支出は広告宣伝費として処理することになります。

法人税法上⇒全額損金算入することが出来ます。

消費税法上⇒対価性のある取引となるため課税仕入となります。

最後に

協賛金で地域に貢献することが、目に見えない信頼やブランドイメージにつながる場合もあると思います。ご不明点等ございましたら、お気軽に弊所担当者にご相談ください。

※課税資産(消費税が課税されたもの)を購入して贈答した場合は課税仕入となります。

(文責：谷口敬亮)